

## 札幌市立光陽小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという基本認識に立ち、本校児童の尊厳が守られ、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことを目指す。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を見査自らが作り出していくものと期待される。

### 「いじめ」とは

「いじめ」とは「本校に在籍している児童が、一定の人間関係のある他の児童から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### いじめ防止に向けての基本姿勢～正義の心をもつ子どもを育てる

いじめは一つ対応を間違えると、子どもの命が失われかねない深刻な問題である。本校では、いじめられている子どもの「つらさ、苦しさ」を絶えず念頭におきながら、「どうすれば、いじめられている子を守り通せるか」「どうすればいじめを許さない“正義の子ども”を育てることができるか」の二点について教育活動の中で具体的な方策を推進していく。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことを基本姿勢に「いじめに向かわせないための未然防止」と「いじめ事案の早期発見・早期対応」を中心に取り組む。

### いじめ対策のための校内組織の設置

#### ①校内いじめ対策委員会

構成員：校長、教頭、総務、学年主任、養護教諭、(必要に応じて、該当担任、SC、巡回相談員)

問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び指導の共通理解について話し合いを行う。

#### ②いじめ対応校内チーム

いじめ事案発生時には、その子を支える人間関係(リソース)のある教師を加えて構成する。

構成員：①のメンバーと担任に加え、きょうだいの担任、いじめられた子と仲のいい教師、など。

#### ③教育委員会や関係機関との連携

重大事態発生時(児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い)は、迅速に教育委員会に報告し、調査の仕方などの対応を相談する。

いじめ内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは所轄警察署と連携して対応する。

#### ④保護者との連携と支援・援助

いじめが確認された場合は保護者に事実関係を伝え、学校主導で家庭とチームをつくり協力を依頼する。

### PDCA サイクルにおける未然防止、早期発見の年間計画

○こどもアンケート(7・2月)

○教育相談会(5・10月)

○いじめアンケート(11月)～札幌市教育委員会主体調査

### いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた本校の考え方

学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

## いじめの未然防止に向けた取組

### 1、学校経営を学校研究の俎上に載せる

安心感を情勢する学級経営を学校研究の中心に位置付け、道徳を窓口とした授業改善を通して学校全体に道徳的な風土、正義の感覚に満ち溢れた教育環境をつくる。

### 2、大多数の子どもをいじめ解決の主体に育てる

いじめの構造（被害者・加害者・観衆・傍観者の四層構造）を踏まえて圧倒的な多数である傍観者を問題解決の主体に育てる。

### 3、人権教育と言語環境の充実

特別支援教育の充実・向上で差別用語を徹底排除、SGEなどを活用し「ちくちく言葉、ふわふわ言葉」などを心掛け、言語環境を整える。

### 4、ピアプレッシャーとピアサポートの有効活用

児童会や有志で構成する子どものチームによるいじめのパトロール、事情の聞き取り、相談などによって「いじめは格好悪い」という家囲気を漂わせ、仲間からの視線でいじめ抑止力にする。

## いじめの早期発見に向けた取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど大人の気付きにくく判断しにくい形で行われる。また、いじめを受けている子どもにとっても「親を心配させたくない」「もっとひどくなる」「いじめの事実が固定化される」などの理由で、いじめを告白するのは大変要気がある。このことを踏まえ、教師はゲートキーパーとしての役割を果たし、些細な兆候でも早い段階からの的確に関わりを持ち、早期発見のために様々な手段を講じる。

### 1、全職員で被援助希求力を発揮する

校内研修を通して日常的にカウンセリングマインドを身に付け相談しやすい家囲気づくりに努める。

### 2、いじめアンケート等各種調査の充実

児童の悩みや人間関係を把握し、アセスメントの優先順位を確定する。迅速に的確に情報を収集する。

### 3、教育相談の充実

## いじめの早期対応に向けた取組

被害者保護の徹底を大原則とし、①被害者保護 ②問題解決 ③実態解明 の順で組織的に対応する。

### 1、いじめ対応校内チームを結成する。

学校長以下、組織的に対応を協議し、的確な役割分担をして解決にあたる。

### 2、学校と家庭が解決のパートナーとなる。

学校から事実関係の報告をする。「子どもの心と命を守ることが何より重要」であることを宣言し、対応の順序や方法などの理解を求め、学校主体で家庭の協力を仰ぐ。

### 3、いじめにかかわった両者を引き離す

SC や養護教諭、家庭と連携し、被害者の身の安全と心のケアを最優先に対応する。加害者側にはいじめは絶対にしてはいけない、許されない行為であるという毅然とした指導をする。

### 4、警察との連携

本校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

## 学校評価の実施

いじめ問題の取組などについて自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。